

履歴事項全部証明書

東京都新宿区西新宿六丁目6番3号
株式会社TimeTree

会社法人等番号	0110-01-101774	
商号	株式会社JUBILEE WORKS	
	株式会社TimeTree	令和 1年 9月 1日変更 ----- 令和 1年 9月24日登記
本店	東京都新宿区西新宿六丁目6番3号	
公告をする方法	電子公告とする。 https://timetreeapp.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行うものとする。	令和 1年 8月30日変更 ----- 令和 1年 9月24日登記
会社成立の年月日	平成26年9月1日	
目的	1. インターネットサービス 2. コンピュータプログラム、マルチメディアプログラムの開発及び販売 3. コンテンツ制作及び開発 4. 電子商取引関連サービス及び流通業 5. 通信販売業 6. ソフトウェア開発コンサルティング業 7. 広告業 8. 前各号に附帯関連する一切の事業	令和 1年 8月30日変更 ----- 令和 1年 9月24日登記
発行可能株式総数	6000万株	令和 1年 8月30日変更 ----- 令和 1年 9月24日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1462万5000株</u> 各種の株式の数 普通株式 604万1000株 A種優先株式 201万株 B種優先株式 175万8000株 C種優先株式 160万8000株 D種優先株式 320万8000株	令和 2年 8月27日変更 ----- 令和 2年 8月31日登記

	発行済株式の総数 1469万5000株 各種の株式の数 普通株式 611万1000株 A種優先株式 201万株 B種優先株式 175万8000株 C種優先株式 160万8000株 D種優先株式 320万8000株	令和 5年 4月21日変更 令和 5年 5月17日登記
	発行済株式の総数 1477万5000株 各種の株式の数 普通株式 619万1000株 A種優先株式 201万株 B種優先株式 175万8000株 C種優先株式 160万8000株 D種優先株式 320万8000株	令和 5年 5月22日変更 令和 5年 7月10日登記
	発行済株式の総数 1525万1191株 各種の株式の数 普通株式 619万1000株 A種優先株式 201万株 B種優先株式 175万8000株 C種優先株式 160万8000株 D種優先株式 320万8000株 E種優先株式 47万6191株	令和 5年 6月26日変更 令和 5年 7月10日登記
	発行済株式の総数 1529万1191株 各種の株式の数 普通株式 623万1000株 A種優先株式 201万株 B種優先株式 175万8000株 C種優先株式 160万8000株 D種優先株式 320万8000株 E種優先株式 47万6191株	令和 5年 6月27日変更 令和 5年 7月10日登記
	発行済株式の総数 1532万1191株 各種の株式の数 普通株式 626万1000株 A種優先株式 201万株 B種優先株式 175万8000株 C種優先株式 160万8000株 D種優先株式 320万8000株 E種優先株式 47万6191株	令和 5年10月30日変更 令和 5年11月 9日登記

を有する株主（以下「C種優先株主」という。）及びD種優先株式を有する株主（以下、「D種優先株主」といい、以下、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主を総称して「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）と同等に、配当金を支払う。この場合、各優先株式は、基準日の直前に、以下で定義する転換請求権が行使され、普通株式に転換されたものとみなし、転換された普通株式数に応じて配当を受けるものとする。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日として優先株主に対し剰余金を配当したときは、その合計額を控除した額とする。

1. 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配を行うときは、普通株主に先立ち、A種優先株主に対しA種優先株式1株につき、107,315円に以下に定めるA種優先株式係数を乗じた額（以下「A種優先残余財産分配額」という。）、B種優先株主に対しB種優先株式1株につき、300,000円に以下に定めるB種優先株式係数を乗じた額（以下「B種優先残余財産分配額」という。）、C種優先株主に対しC種優先株式1株につき、500,000円に以下に定めるC種優先株式係数を乗じた額（以下「C種優先残余財産分配額」という。）及びD種優先株主に対しD種優先株式1株につき、850,000円に以下に定めるD種優先株式係数を乗じた額（以下「D種優先残余財産分配額」という。）（ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の分配を行う。

当社は、優先株主に対し、上記に規定する分配のほか、残余財産の分配を行わない。

優先株式係数

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の株式係数は、当初1とする。

(2) 各優先株式につき株式の分割又は株式無償割当があった場合、それぞれの優先株式係数は以下のとおり調整される。なお、株式無償割当の場合には、下記の算式における「分割前発行済優先株式数」は「無償割当前発行済優先株式数（ただし、その時点で当社が保有する優先株式を除く。）」、「分割後発行済優先株式数」は「無償割当後発行済優先株式数（ただし、その時点で当社が保有する優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{分割前発行済優先株式数}}{\text{調整前優先株式係数}}$$

調整後優先株式係数 = 調整前優先株式係数 ×

$$\frac{\text{分割後発行済優先株式数}}{\text{調整前優先株式係数}}$$

(3) 各優先株式につき株式の併合があった場合、それぞれの優先株式係数は以下のとおり調整される。

$$\frac{\text{併合前発行済優先株式数}}{\text{調整前優先株式係数}}$$

調整後優先株式係数 = 調整前優先株式係数 ×

$$\frac{\text{併合後発行済優先株式数}}{\text{調整前優先株式係数}}$$

1. 普通株式を対価とする取得請求権に関する定め

(1) 請求期間

優先株主は、それぞれの優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日から10年間、いつでも、法令に従い、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「転換請求権」という。）、当社は、優

先株主が取得の請求をした株式を取得するのと引き換えに、優先株主が取得の請求をした株式の数に優先残余財産分配額を乗じた額を次項に定める転換価額で除して得られる数の普通株式を、当該優先株主に対して交付する。なお、取得と引き換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(2) 転換価額

A種優先株式の当初転換価額は、107,315円とする。

B種優先株式の当初転換価額は、300,000円とする。

C種優先株式の当初転換価額は、500,000円とする。

D種優先株式の当初転換価額は、850,000円とする。

ただし、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

ア 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、以下の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当の場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

イ 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ウ その時点の転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（ただし、株式無償割当、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使によって普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により優先株式を交付する場合を除く。）、以下の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

エ その時点の転換価額を下回る価額をもって普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又はその時点の転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される株式又は新株

予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され普通株式が交付されたものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。なお、新株予約権無償割当（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したのものとして本号を適用する。

オ 上記ウ及びエは、(x) 当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社の従業員、役員、アドバイザー等に対して株式、新株予約権その他の証券又は権利が発行又は処分される場合（行使により発行される普通株式数の累積合計数は発行済株式総数の20%を上限とする。ただし、取締役会の全会一致で新たな上限が設定された場合にはこれに従う。）、及び(y) 当会社に関わる合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の買収又は組織再編（ただし、取締役会の全会一致で承認されたものに限る。）により当会社の株式、新株予約権その他の証券又は権利が付与される場合には適用しない。

(3) 転換価額の調整に関する事項

ア 前項に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、下記(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、当会社は優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会又は取締役会の決議に基づき転換価額の調整を適切に行う。

(ア) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(イ) 発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

イ 転換価額の算出又は調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ウ 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額（ただし、株式併合の場合はこの差額を足した額）とする。

エ 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、優先株主に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

オ 転換価額は、稀釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

1. 金銭を対価とする取得請求権に関する定め

(1) 優先株主は、以下で定めるとおり、当会社に対して、自らの保有する当会社の株式の全部又は一部について、次項に定める買取価格での買取を請求できるものとする（以下「償還権」という。）。

ア 優先株主が、償還権を行使できる期間（以下「行使期間」という。）は、それぞれの優先株式の発行日から5年目となる日から5年間とす

	<p>る。</p> <p>イ 行使期間内に下記(3)に定める償還請求書が発送された場合には、<u>当社の実際の受領日にかかわらず、償還権が適法に行使されたものとみなす。</u></p> <p>ウ それぞれの優先株式に対する償還権は行使期間の満了又は転換請求権行使時に消滅する。</p> <p>エ 当社が償還価額の支払いを遅延した場合には、年間14.5%の割合による遅延利息を加算する。</p> <p>(2) 前項に基づき償還権を行使した場合における当該償還権の対象となる当社の株式の1株当たりの買取価格は、以下の金額のうち、最も高い金額とする(当該株式が優先株式である場合で、優先株式として以下の金額を算出した場合と、当該優先株式をその時点で当社の普通株式に転換したものと仮定して以下の金額を算出した場合とで、以下の金額が異なる場合には、そのいずれか高い方の金額とする。)</p> <p>ア 当該償還権の対象となる当社の株式の1株当たりの払込金額</p> <p>イ 当社の直近の監査済みの貸借対照表上の簿価純資産を当社の企業価値とし、その時点で当社を解散したと仮定した場合に当該償還権の対象となる当社の株式1株に対して残余財産として分配されるべき額</p> <p>ウ 財産評価基本通達に定められた「類似業種比準価額」方式に従い計算された当社の企業価値を基準として算出された当該償還権の対象となる当社の株式1株当たりの金額</p> <p>エ 直近の当社の株式の譲渡事例又は発行事例において用いられた当社の企業価値を基準として算出された当該償還権の対象となる当社の株式1株当たりの金額</p> <p>オ 当社が指名し、当該優先株主の過半数が承認した第三者が算定した当該償還権の対象となる当社の株式1株当たりの金額</p> <p>(3) 優先株主は、前二項に従ってその保有する当社の株式の全部又は一部について償還権を行使する場合、その旨及びその対象となる当社の株式の種類及び個数を書面により当社に対して通知するものとし(以下「償還請求書」という。)、当社は、当該通知が当社に到達した日から30日後の応当日(同日が銀行休業日である場合は翌営業日)を実行日として、前項に定める金額で当該株式の買取を行うものとする。当社及び主要株主らは、当該株式の当社による買取の実現に必要な一切の行為を行うものとする(資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行わなければならない当社が係る買取を行うことができない場合に、主要株主らが、当社をして、係る資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行うための株主総会の招集を直ちに行わせ、当該株主総会において係る議案につき賛成の議決権行使を行うことを含むがこれらに限らない。)。なお、当社及び主要株主らが係る一切の行為を行ったにもかかわらず、分配可能額が前項に定める金額に満たないために前項に定める金額による当該株式の買取ができない場合には、当社は、その時点で可能な限度で最も高い金額により当該株式の買取を行うものとする。</p> <p>1. 事業譲渡等の場合の金銭を対価とする取得請求権に関する定め</p> <p>(1) 優先株主は、当社が、吸収分割若しくは新設分割又は事業譲渡により当社の主たる事業の全部若しくは実質的な全てを他の会社に承継させ、又は当社の主たる事業の全部若しくは実質的な全てを第三者に譲渡した場合(以下「事業譲渡等」と総称する。)、法令に従い、当社に対して、金銭の交付と引き換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「みなし清算請求」という。)することができるものとする。</p> <p>(2) 優先株主は、事業譲渡等の効力発生日後、1週間以内に限り当社に対</p>
--	--

してみなし清算請求ができるものとし、その間に行われたみなし清算請求は、当社が分割等対価額（吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の総額、又は事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当社に支払う金額をいう。）を取得した日から1週間を経過した日に全て効力が生じるものとする。

- (3) みなし清算請求において当社がA種優先株主に交付するA種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるA種優先残余財産分配額とし、B種優先株主に交付するB種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるB種優先残余財産分配額とし、C種優先株主に交付するC種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるC種優先残余財産分配額とし、D種優先株主に交付するD種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるD種優先残余財産分配額とする。ただし、係る金銭の額は、以下に定めるところにより調整される。

ア 分割等対価額が、その時点におけるA種優先残余財産分配額に同時点におけるA種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「A種みなし清算総額」という。）と、その時点におけるB種優先残余財産分配額に同時点におけるB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「B種みなし清算総額」という。）と、その時点におけるC種優先残余財産分配額に同時点におけるC種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「C種みなし清算総額」という。）と、その時点におけるD種優先残余財産分配額に同時点におけるD種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下、「D種みなし清算総額」という。）の合計額（以下「みなし清算総額」という。）に満たない場合、それぞれの優先株式において以下の算式により算出される額（ただし、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。）とする。

$$\frac{\text{優先残余財産分配額} \times \text{分割等対価額}}{\text{みなし清算総額}}$$

イ 分割等対価額がみなし清算総額を上回る場合、それぞれの優先株式のその時点における優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される追加支払額（ただし、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。）を加えた金額とする。なお、「転換比率」とは、普通株式を対価とする取得請求権に関する定め（2）で定めるそれぞれの優先株式の当初転換価額を同定め（2）及び（3）によって調整したその時点における転換価額で除したものをいう。

(A種優先株式追加支払額)

$$\frac{\text{分割等対価額} - \text{みなし清算総額}}{\text{A種} \times \frac{\text{普通} \text{ 株式の} + \text{の発行済株式数} \times \text{A種転換比率}}{\text{普通} \text{ 株式の} + \text{の発行済株式数}} + \frac{\text{B種優先株式} \text{ の発行済株式数} \times \text{B種転換比率}}{\text{普通} \text{ 株式の} + \text{の発行済株式数}} + \frac{\text{C種優先株式} \text{ の発行済株式数} \times \text{C種転換比率}}{\text{普通} \text{ 株式の} + \text{の発行済株式数}}$$

$$+ \frac{\text{(D種優先株式} \text{ の発行済株式数} \times \text{D種転換比率)}}{\text{普通} \text{ 株式の} + \text{の発行済株式数}}$$

(B種優先株式追加支払額)

$$\frac{\text{分割等対価額} - \text{みなし清算総額}}{\text{B種} \times \dots}$$

	$\frac{\text{転換比率 普通 株式の+ 発行済 株式数}}{\text{(A種優先株式 の発行済株式+ 数×A種転換 比率)}} + \frac{\text{(B種優先株式 の発行済株式+ 数×B種転換 比率)}}{\text{(C種優先株式 の発行済株式 数×C種転換 比率)}}$
	$\frac{\text{(D種優先株式 の発行済株式 数×D種転換 比率)}}{\text{(C種優先株式追加支払額)}}$
	$\frac{\text{C種} \times \text{分割等対価額-みなし清算総額}}{\text{転換比率 普通 株式の+ 発行済 株式数}} + \frac{\text{(A種優先株式 の発行済株式+ 数×A種転換 比率)}}{\text{(B種優先株式 の発行済株式+ 数×B種転換 比率)}} + \frac{\text{(C種優先株式 の発行済株式 数×C種転換 比率)}}{\text{(D種優先株式 の発行済株式 数×D種転換 比率)}}$
	$\frac{\text{(D種優先株式 の発行済株式 数×D種転換 比率)}}{\text{(D種優先株式追加支払額)}}$
	$\frac{\text{D種} \times \text{分割等対価額-みなし清算総額}}{\text{転換比率 普通 株式の+ 発行済 株式数}} + \frac{\text{(A種優先株式 の発行済株式+ 数×A種転換 比率)}}{\text{(B種優先株式 の発行済株式+ 数×B種転換 比率)}} + \frac{\text{(C種優先株式 の発行済株式 数×C種転換 比率)}}{\text{(D種優先株式 の発行済株式 数×D種転換 比率)}}$
	$\frac{\text{(D種優先株式 の発行済株式 数×D種転換 比率)}}{\text{(D種優先株式追加支払額)}}$
	<p>(4) 会社法第461条第2項の分配可能額を超えてみなし清算請求がなされた場合、当社が取得すべき優先株式は、当該分配可能額の限度で当該請求をした優先株主の有する優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>1. 優先株式についての取得条項に関する定め</p> <p>(1) 当社は、普通株式を国内外の国際的に認知された金融商品取引所に上場することを申請した場合、取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかった優先株式を全て取得することができる。当社は係る優先株式を取得するのと引き換えに、優先株主の有する優先株式の数に優先残余財産分配額を乗じた額を普通株式を対価とする取得請求権に関する定め(2)に定める転換価額で除して得られる数の普通株式を、当該優先株主に対して交付するものとする。なお、取得と引き換えに交付する普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。</p> <p>(2) 当社は、それぞれの優先株式において、発行済の優先株式の過半数を保有する優先株主がすべての優先株式を普通株式に転換する旨を決定し、その旨を当社に書面で通知した場合、取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかった優先株式を全て取得することができる。</p>

	<p>る。当社が係る優先株式を取得するのと引き換えに交付する普通株式の算出方法は前項と同様とする。</p> <p>1. 種類株主総会の決議を要しない事項</p> <p>当社は、全ての種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</p> <p style="text-align: center;">令和 1年 8月30日変更 令和 1年 9月24日登記</p>												
	<table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>5000万株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>201万株</td> </tr> <tr> <td>B種優先株式</td> <td>199万株</td> </tr> <tr> <td>C種優先株式</td> <td>200万株</td> </tr> <tr> <td>D種優先株式</td> <td>400万株</td> </tr> <tr> <td>E種優先株式</td> <td>150万株</td> </tr> </table> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）及びE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」といい、以下、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主を総称して「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）と同等に、配当金を支払う。この場合、各優先株式は、基準日の直前に、以下で定義する転換請求権が行使され、普通株式に転換されたものとみなし、転換された普通株式数に応じて配当を受けるものとする。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日として優先株主に対し剰余金を配当したときは、その合計額を控除した額とする。</p> <p>1. 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産の分配を行うときは、普通株主に先立ち、A種優先株主に対しA種優先株式1株につき、107,315円に以下に定めるA種優先株式係数を乗じた額（以下「A種優先残余財産分配額」という。）、B種優先株主に対しB種優先株式1株につき、300円に以下に定めるB種優先株式係数を乗じた額（以下「B種優先残余財産分配額」という。）、C種優先株主に対しC種優先株式1株につき、500円に以下に定めるC種優先株式係数を乗じた額（以下「C種優先残余財産分配額」という。）、D種優先株主に対しD種優先株式1株につき、850円に以下に定めるD種優先株式係数を乗じた額（以下「D種優先残余財産分配額」という。）及びE種優先株主に対しE種優先株式1株につき、1,050円に以下に定めるE種優先株式係数を乗じた額（以下「E種優先残余財産分配額」という。）（ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の分配を行う。</p> <p>当社は、優先株主に対し、上記に規定する分配のほか、残余財産の分配を行わない。</p> <p>優先株式係数</p> <p>(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の株式係数は、当初1とする。</p> <p>(2) 各優先株式につき株式の分割又は株式無償割当があった場合、それぞれの優先株式係数は以下のとおり調整される。なお、株式無償割当の場合には、下記の算式における「分割前発行済優先株式数」は「無償割当前発行済優先株式数（ただし、その時点で当社が保有する優先株式を除</p>	普通株式	5000万株	A種優先株式	201万株	B種優先株式	199万株	C種優先株式	200万株	D種優先株式	400万株	E種優先株式	150万株
普通株式	5000万株												
A種優先株式	201万株												
B種優先株式	199万株												
C種優先株式	200万株												
D種優先株式	400万株												
E種優先株式	150万株												

く。）」、「分割後発行済優先株式数」は「無償割当後発行済優先株式数（ただし、その時点で当社が保有する優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後優先株式係数} = \text{調整前優先株式係数} \times \frac{\text{分割前発行済優先株式数}}{\text{分割後発行済優先株式数}}$$

(3) 各優先株式につき株式の併合があった場合、それぞれの優先株式係数は以下のとおり調整される。

$$\text{調整後優先株式係数} = \text{調整前優先株式係数} \times \frac{\text{併合前発行済優先株式数}}{\text{併合後発行済優先株式数}}$$

1. 普通株式を対価とする取得請求権に関する定め

(1) 請求期間

優先株主は、それぞれの優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日から10年間、いつでも、法令に従い、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「転換請求権」という。）、当社は、優先株主が取得の請求をした株式を取得するのと引き換えに、優先株主が取得の請求をした株式の数に「残余財産の分配」に定める優先残余財産分配額を乗じた額を次項に定める転換価額で除して得られる数の普通株式を、当該優先株主に対して交付する。なお、取得と引き換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付する。

(2) 転換価額

A種優先株式の当初転換価額は、107.3円とする。

B種優先株式の当初転換価額は、300円とする。

C種優先株式の当初転換価額は、500円とする。

D種優先株式の当初転換価額は、850円とする。

E種優先株式の当初転換価額は、1,050円とする。

ただし、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

なお、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式については、以下のア乃至エ及びカの規定が適用されるものとし、E種優先株式については、以下のア、イ、オ及びカの規定が適用されるものとする。

ア 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、以下の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当の場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力

が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- イ 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ウ その時点の転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（ただし、株式無償割当、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使によって普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により優先株式を交付する場合を除く。）、以下の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- エ その時点の転換価額を下回る価額をもって普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又はその時点の転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され普通株式が交付されたものとみなして上記ウに定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日（新株予約権については、割当日）の翌日以降、また、当該募集において株主に割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。なお、新株予約権無償割当（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したのものとして本号を適用する。

- オ その時点の転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（ただし、株式無償割当、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使によって普通株式を交付する場合、及び株式交換または合併により普通株式を交付する場合を除く。）、その時点の転換価額を下回る価額をもって普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は、その時点の転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利を発行する場合、転換価額は、当該転換価額を下回る普通株式1株当たりの対価の額と同額に転換される。調整後の転換価額は、当該普通株式、取得請求権

付株式等の払込期日または払込期間の末日（新株予約権については、割当日）の翌日以降、また、当該募集において株主に割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。なお、新株予約権無償割当は、新株予約権を無償発行したものととして本号を適用する。

カ 本項ウ乃至オは、(x) 当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社の従業員、役員、アドバイザー等に対して株式、新株予約権その他の証券又は権利が発行又は処分される場合（行使により発行される普通株式数の累積合計数は発行済株式総数の20%を上限とする。ただし、取締役会の全会一致で新たな上限が設定された場合にはこれに従う。）、及び(y) 当会社が関わる合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の買収又は組織再編（ただし、取締役会の全会一致で承認されたものに限る。）により当会社の株式、新株予約権その他の証券又は権利が付与される場合には適用しない。

(3) 転換価額の調整に関する事項

ア 前項に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、下記(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、当会社は優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会又は取締役会の決議に基づき転換価額の調整を適切に行う。

(ア) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(イ) 発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

イ 転換価額の算出又は調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ウ 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額（ただし、株式併合の場合はこの差額を足した額）とする。

エ 転換価額は、稀釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

1. 金銭を対価とする取得請求権に関する定め

(1) 優先株主は、以下で定めるとおり、当会社に対して、自らの保有する当会社の株式の全部又は一部について、次項に定める買取価格での買取を請求できるものとする（以下「償還権」という。）。

ア E種優先株主以外の優先株主が、償還権を行使できる期間（以下「行使期間」という。）は、それぞれの優先株式の発行日から5年目となる日から5年間とする。E種優先株式に関する行使期間は、E種優先株式の発行日から3年目となる日から7年間とする。

イ 行使期間内に下記(3)に定める償還請求書が発送された場合には、当会社の実際の受領日にかかわらず、償還権が適法に行使されたものとみなす。

ウ それぞれの優先株式に対する償還権は行使期間の満了又は転換請求権

	<p>行使時に消滅する。</p> <p>エ 当社が償還価額の支払いを遅延した場合には、年間14.5%の割合による遅延利息を加算する。</p> <p>(2) 前項に基づき償還権を行使した場合における当該償還権の対象となる当社の株式の1株当たりの買取価格は、以下の金額のうち、最も高い金額とする（当該株式が優先株式である場合で、優先株式として以下の金額を算出した場合と、当該優先株式をその時点で当社の普通株式に転換したものと仮定して以下の金額を算出した場合とで、以下の金額が異なる場合には、そのいずれか高い方の金額とする。）。</p> <p>ア 当該償還権の対象となる当社の株式の1株当たりの払込金額</p> <p>イ 当社の直近の監査済みの貸借対照表上の簿価純資産を当社の企業価値とし、その時点で当社を解散したと仮定した場合に当該償還権の対象となる当社の株式1株に対して残余財産として分配されるべき額</p> <p>ウ 財産評価基本通達に定められた「類似業種比準価額」方式に従い計算された当社の企業価値を基準として算出された当該償還権の対象となる当社の株式1株当たりの金額</p> <p>エ 直近の当社の株式の譲渡事例又は発行事例において用いられた当社の企業価値を基準として算出された当該償還権の対象となる当社の株式1株当たりの金額</p> <p>オ 当社が指名し、当該優先株主の過半数が承認した第三者が算定した当該償還権の対象となる当社の株式1株当たりの金額</p> <p>(3) 優先株主は、前二項に従ってその保有する当社の株式の全部又は一部について償還権を行使する場合、その旨及びその対象となる当社の株式の種類及び個数を書面により当社に対して通知するものとし（以下「償還請求書」という。）、当社は、当該通知が当社に到達した日から30日後の応当日（同日が銀行休業日である場合は翌営業日）を実行日として、前項に定める金額で当該株式の買取を行うものとする。当社及び主要株主らは、当該株式の当社による買取の実現に必要な一切の行為を行うものとする（資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行わなければ当社が係る買取を行うことができない場合に、主要株主らが、当社をして、係る資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行うための株主総会の招集を直ちに行わせ、当該株主総会において係る議案につき賛成の議決権行使を行うことを含むがこれらに限らない。）。なお、当社及び主要株主らが係る一切の行為を行ったにもかかわらず、分配可能額が前項に定める金額に満たないために前項に定める金額による当該株式の買取ができない場合には、当社は、その時点で可能な限度で最も高い金額により当該株式の買取を行うものとする。</p> <p>1. 事業譲渡等の場合の金銭を対価とする取得請求権に関する定め</p> <p>(1) 優先株主は、当社が、吸収分割若しくは新設分割又は事業譲渡により当社の主たる事業の全部若しくは実質的な全てを他の会社に承継させ、又は当社の主たる事業の全部若しくは実質的な全てを第三者に譲渡した場合（以下「事業譲渡等」と総称する。）、法令に従い、当社に対して、金銭の交付と引き換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「みなし清算請求」という。）することができるものとする。</p> <p>(2) 優先株主は、事業譲渡等の効力発生日後、1週間以内に限り当社に対してみなし清算請求ができるものとし、その間に行われたみなし清算請求は、当社が分割等対価額（吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当社に交付する当該会社の株式及び</p>
--	---

金銭その他の財産の総額、又は事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当会社に支払う金額をいう。)を取得した日から1週間を経過した日に全て効力が生じるものとする。

- (3) みなし清算請求において当会社がA種優先株主に交付するA種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるA種優先残余財産分配額とし、B種優先株主に交付するB種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるB種優先残余財産分配額とし、C種優先株主に交付するC種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるC種優先残余財産分配額とし、D種優先株主に交付するD種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるD種優先残余財産分配額とし、E種優先株主に交付するE種優先株式1株当たりの金銭の額は、その時点におけるE種優先残余財産分配額とする。ただし、係る金銭の額は、以下に定めるところにより調整される。

- ア 分割等対価額が、その時点におけるA種優先残余財産分配額に同時点におけるA種優先株式の発行済株式数を乗じた金額(以下「A種みなし清算総額」という。)と、その時点におけるB種優先残余財産分配額に同時点におけるB種優先株式の発行済株式数を乗じた金額(以下「B種みなし清算総額」という。)と、その時点におけるC種優先残余財産分配額に同時点におけるC種優先株式の発行済株式数を乗じた金額(以下「C種みなし清算総額」という。)と、その時点におけるD種優先残余財産分配額に同時点におけるD種優先株式の発行済株式数を乗じた金額(以下「D種みなし清算総額」という。)と、その時点におけるE種優先残余財産分配額に同時点におけるE種優先株式の発行済株式数を乗じた金額(以下「E種みなし清算総額」という。)の合計額(以下「みなし清算総額」という。)に満たない場合、それぞれの優先株式において以下の算式により算出される額(ただし、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。)とする。

$$\text{優先残余財産分配額} \times \frac{\text{分割等対価額}}{\text{みなし清算総額}}$$

- イ 分割等対価額がみなし清算総額を上回る場合、それぞれの優先株式のその時点における優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される追加支払額(ただし、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。)を加えた金額とする。なお、「転換比率」とは、「普通株式を対価とする取得請求権に関する定め」(2)で定めるそれぞれの優先株式の当初転換価額を同定め(2)及び(3)によって調整したその時点における転換価額で除したものをいう。

(A種優先株式追加支払額)

$$\text{A種転換比率} \times \frac{\text{分割等対価額} - \text{みなし清算総額}}{\text{普通株式の発行株式数} + (\text{A種優先株式の発行済株式数} \times \text{A種転換比率}) + (\text{B種優先株式の発行済株式数} \times \text{B種転換比率}) + (\text{C種優先株式の発行済株式数} \times \text{C種転換比率}) + (\text{D種優先株式の発行済株式数} \times \text{D種転換比率}) + (\text{E種優先株式の発行済株式数} \times \text{E種転換比率})}$$

(B種優先株式追加支払額)

	<p>B種 転換比率 × $\frac{\text{分割等対価額} - \text{みなし清算総額}}{\text{普通株式の発行株式数} + (\text{A種優先株式の発行済株式数} \times \text{A種転換比率}) + (\text{B種優先株式の発行済株式数} \times \text{B種転換比率}) + (\text{C種優先株式の発行済株式数} \times \text{C種転換比率}) + (\text{D種優先株式の発行済株式数} \times \text{D種転換比率}) + (\text{E種優先株式の発行済株式数} \times \text{E種転換比率})}$</p> <p>(C種優先株式追加支払額)</p>
	<p>C種 転換比率 × $\frac{\text{分割等対価額} - \text{みなし清算総額}}{\text{普通株式の発行株式数} + (\text{A種優先株式の発行済株式数} \times \text{A種転換比率}) + (\text{B種優先株式の発行済株式数} \times \text{B種転換比率}) + (\text{C種優先株式の発行済株式数} \times \text{C種転換比率}) + (\text{D種優先株式の発行済株式数} \times \text{D種転換比率}) + (\text{E種優先株式の発行済株式数} \times \text{E種転換比率})}$</p> <p>(D種優先株式追加支払額)</p>
	<p>D種 転換比率 × $\frac{\text{分割等対価額} - \text{みなし清算総額}}{\text{普通株式の発行株式数} + (\text{A種優先株式の発行済株式数} \times \text{A種転換比率}) + (\text{B種優先株式の発行済株式数} \times \text{B種転換比率}) + (\text{C種優先株式の発行済株式数} \times \text{C種転換比率}) + (\text{D種優先株式の発行済株式数} \times \text{D種転換比率}) + (\text{E種優先株式の発行済株式数} \times \text{E種転換比率})}$</p> <p>(E種優先株式追加支払額)</p>
	<p>E種 転換比率 × $\frac{\text{分割等対価額} - \text{みなし清算総額}}{\text{普通株式の発行株式数} + (\text{A種優先株式の発行済株式数} \times \text{A種転換比率}) + (\text{B種優先株式の発行済株式数} \times \text{B種転換比率}) + (\text{C種優先株式の発行済株式数} \times \text{C種転換比率}) + (\text{D種優先株式の発行済株式数} \times \text{D種転換比率}) + (\text{E種優先株式の発行済株式数} \times \text{E種転換比率})}$</p> <p>(4) 会社法第461条第2項の分配可能額を超えてみなし清算請求がなされた場合、当社が取得すべき優先株式は、当該分配可能額の限度で当該請求をした優先株主の有する優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>1. 優先株式についての取得条項に関する定め</p> <p>(1) 当社は、普通株式を国内外の国際的に認知された金融商品取引所に上場することを申請した場合、取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかった優先株式を全て取得することができる。当社は係る優先株式を取得するのと引き換えに、優先株主の有する優先株式の数に「残余財産の分配」に定める優先残余財産分配額を乗じた額を「普通株式を対価とする取得請求権に関する定め」(2)に定める転換価額で除して得られる数の普通株式を、当該優先株主に対して交付するものとする。なお、取得と引き換えに交付する普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。</p> <p>(2) 当社は、それぞれの優先株式において、発行済の優先株式の過半数を</p>

	<p>保有する優先株主がすべての優先株式を普通株式に転換する旨を決定し、その旨を当社に書面で通知した場合、取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかった優先株式を全て取得することができる。当社に係る優先株式を取得するのと引き換えに交付する普通株式の算出方法は前項と同様とする。</p> <p>1. 種類株主総会の決議を要しない事項 当社は、全ての種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>令和 5年 6月16日変更 令和 5年 7月10日登記</p>	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 深川 泰斗	令和 2年11月30日重任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 深川 泰斗	令和 4年11月30日重任
		令和 4年12月 9日登記
	取締役 朴 且 鎭	令和 2年11月30日重任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 朴 且 鎭	令和 4年11月30日重任
		令和 4年12月 9日登記
	取締役 松田 駿一	令和 2年11月30日重任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 松田 駿一	令和 4年11月30日重任
		令和 4年12月 9日登記
	取締役 渡辺 憲彦	令和 1年11月29日就任
		令和 1年12月13日登記
取締役 渡辺 憲彦	令和 3年11月30日重任	
	令和 3年12月13日登記	
	令和 4年12月31日辞任	
	令和 5年 1月 6日登記	

	取締役	<u>リスンヒョン</u>	令和 1年11月29日就任
			令和 1年12月13日登記
	取締役	<u>リスンヒョン</u>	令和 3年11月30日重任
			令和 3年12月13日登記
	取締役	<u>リスンヒョン</u>	令和 5年11月30日重任
			令和 5年12月18日登記
	東京都杉並区下井草一丁目23番14号 代表取締役	<u>深川泰斗</u>	令和 2年11月30日重任
			令和 2年12月14日登記
	東京都杉並区下井草一丁目23番14号 代表取締役	<u>深川泰斗</u>	令和 4年11月30日重任
			令和 4年12月 9日登記
	東京都杉並区阿佐谷北六丁目25番16号 代表取締役	<u>深川泰斗</u>	令和 6年 5月 2日住所 移転
			令和 6年 5月23日登記
	東京都江東区白河四丁目3番1-707号 代表取締役	<u>朴 且 鎭</u>	令和 2年11月30日重任
			令和 2年12月14日登記
	東京都江東区白河四丁目3番1-707号 代表取締役	<u>朴 且 鎭</u>	令和 4年11月30日重任
			令和 4年12月 9日登記
	東京都新宿区原町3-21-1 代表取締役	<u>朴 且 鎭</u>	令和 5年10月12日住所 移転
			令和 6年 4月 2日登記
	監査役	大下泰高	令和 2年11月30日重任
	(社外監査役)		令和 2年12月14日登記

	<p><u>監査役</u> <u>内田賢行</u></p> <p>令和 1年11月29日就任</p> <p>令和 1年12月13日登記</p> <p><u>監査役</u> <u>内田賢行</u></p> <p><u>(社外監査役)</u></p> <p>令和 2年12月14日社外監査役の登記</p> <p><u>監査役</u> <u>内田賢行</u></p> <p><u>(社外監査役)</u></p> <p>令和 5年11月30日重任</p> <p>令和 5年12月18日登記</p> <p><u>監査役</u> <u>森下志文</u></p> <p><u>(社外監査役)</u></p> <p>令和 2年11月30日就任</p> <p>令和 2年12月14日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成28年 9月 1日設定 平成28年 9月 8日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>(1) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成28年 9月 1日設定 平成28年 9月 8日登記</p>
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数</p> <p><u>92個</u> <u>80個</u></p> <p>令和 5年 6月27日変更 令和 5年 7月10日登記</p> <p>56個</p> <p>令和 5年10月30日変更 令和 5年11月 9日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p><u>92株</u> <u>新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。</u> <u>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</u> <u>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</u> <u>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件</u></p>

	<p>等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>9万2000株</p> <p>新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記</p> <p>8万株</p> <p>新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 5年 6月27日変更 令和 5年 7月10日登記</p> <p>5万6000株</p> <p>新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 5年10月30日変更 令和 5年11月 9日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5万円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>
--	--

	$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$
	<p>上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。</p> <p>また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個の目的である株式の数に乗じた金額とする。行使価額は1株につき金50円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>
	$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$
	<p>上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。</p> <p>また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>
	<p style="text-align: center;">令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年7月8日から平成37年6月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに、無償で取得することができる。</p> <p>また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。</p>
第2回新株予約権 新株予約権の数	700個

	<p>672個 令和 5年 6月27日変更 令和 5年 7月10日登記</p> <p>666個 令和 5年10月30日変更 令和 5年11月 9日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>700株 新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>70万株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記</p> <p>67万2000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 5年 6月27日変更 令和 5年 7月10日登記</p> <p>66万6000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>
--	--

令和 5年10月30日変更 令和 5年11月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5万円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金50円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成30年1月1日から平成37年11月30日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日
 が到来したときに、無償で取得することができる。
 また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさ
 なくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

第3回新株予約権

新株予約権の数

840個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

840株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により
 目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併
 等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的と
 なる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件
 等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができ
 る。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

84万株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により
 目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併
 等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的と
 なる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件
 等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができ
 る。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和2年8月27日変更 令和2年8月31日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あた
 りの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である
 株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5万円とする。なお、
 当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をする
 ときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数
 は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が
 保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価
 額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

	<p style="text-align: center;">調整後行使価額＝調整前行使価額×$\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金50円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$ <p>上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。</p> <p>また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成30年6月1日から平成38年4月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに、無償で取得することができる。</p> <p>また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">平成28年 5月31日発行</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成28年 6月17日登記</td> </tr> </table>		平成28年 5月31日発行		平成28年 6月17日登記
	平成28年 5月31日発行				
	平成28年 6月17日登記				
<p>第4回新株予約権 新株予約権の数 60個 20個</p>	<p style="text-align: center;">平成30年 9月25日変更 平成30年10月 4日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 60株 新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p>				

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

20株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成30年 9月25日変更 平成30年10月 4日登記

2万株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5万円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金50円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月1日から平成38年4月30日まで

新株予約権の行使の条件

なし

平成28年 5月31日発行

平成28年 6月17日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

850個

770個

670個

令和 5年 5月22日変更

令和 5年 7月10日登記

令和 6年 4月23日変更

令和 6年 5月23日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

850株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

85万株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和2年8月27日変更 令和2年8月31日登記

77万株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和5年5月22日変更 令和5年7月10日登記

67万株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和6年4月23日変更 令和6年5月23日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引き換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個あたり金500円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5万円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金50円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

令和2年8月27日変更 令和2年8月31日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成28年6月1日から平成38年4月30日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時において当社又は当社子会社の役員、従業員、顧問の地位にあることを要する。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに、無償で取得することができる。

また、新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得する。

平成28年 5月31日発行

平成28年 6月17日登記

第6回新株予約権

新株予約権の数

375個

359個

令和1年 8月22日変更

令和1年 9月24日登記

	<p><u>343個</u> 令和 4年 8月 5日変更 令和 4年 9月21日登記</p> <p><u>321個</u> 令和 5年 2月27日変更 令和 5年 5月17日登記</p> <p><u>251個</u> 令和 5年 4月21日変更 令和 5年 5月17日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p><u>375株</u> 新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p><u>359株</u> 新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 1年 8月22日変更 令和 1年 9月24日登記</p> <p><u>35万9000株</u> 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記</p> <p><u>34万3000株</u> 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p>
--	--

る。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年 8月 5日変更 令和 4年 9月 21日登記

32万1000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 2月 27日変更 令和 5年 5月 17日登記

25万1000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 4月 21日変更 令和 5年 5月 17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5万円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金50円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

令和2年8月27日変更 令和2年8月31日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成31年12月1日から平成39年9月30日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに、無償で取得することができる。

また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

平成29年11月30日発行

平成29年12月1日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

2個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

2株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和2年8月27日変更 令和2年8月31日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5万円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金50円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

	<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額=調整前行使価額×$\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成31年12月1日から平成39年9月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに、無償で取得することができる。</p> <p>また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">平成30年 5月31日発行</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">平成30年 6月26日登記</td> </tr> </table>	平成30年 5月31日発行	平成30年 6月26日登記																						
平成30年 5月31日発行																									
平成30年 6月26日登記																									
<p>第8回新株予約権 新株予約権の数</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>148個</u></td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>146個</u></td> <td style="text-align: center;">令和 2年 9月30日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 2年10月 7日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>125個</u></td> <td style="text-align: center;">令和 3年10月21日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 3年12月13日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>123個</u></td> <td style="text-align: center;">令和 4年 8月30日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 4年 9月21日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>117個</u></td> <td style="text-align: center;">令和 4年10月 6日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 4年12月 9日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>110個</u></td> <td style="text-align: center;">令和 5年 1月20日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 5年 5月17日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>103個</u></td> <td style="text-align: center;">令和 5年 3月10日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 5年 5月17日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">83個</td> <td style="text-align: center;">令和 5年 4月30日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 5年 5月17日登記</td> </tr> </table> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 <u>148株</u> 新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	<u>148個</u>			<u>146個</u>	令和 2年 9月30日変更	令和 2年10月 7日登記	<u>125個</u>	令和 3年10月21日変更	令和 3年12月13日登記	<u>123個</u>	令和 4年 8月30日変更	令和 4年 9月21日登記	<u>117個</u>	令和 4年10月 6日変更	令和 4年12月 9日登記	<u>110個</u>	令和 5年 1月20日変更	令和 5年 5月17日登記	<u>103個</u>	令和 5年 3月10日変更	令和 5年 5月17日登記	83個	令和 5年 4月30日変更	令和 5年 5月17日登記
<u>148個</u>																									
<u>146個</u>	令和 2年 9月30日変更	令和 2年10月 7日登記																							
<u>125個</u>	令和 3年10月21日変更	令和 3年12月13日登記																							
<u>123個</u>	令和 4年 8月30日変更	令和 4年 9月21日登記																							
<u>117個</u>	令和 4年10月 6日変更	令和 4年12月 9日登記																							
<u>110個</u>	令和 5年 1月20日変更	令和 5年 5月17日登記																							
<u>103個</u>	令和 5年 3月10日変更	令和 5年 5月17日登記																							
83個	令和 5年 4月30日変更	令和 5年 5月17日登記																							

	<p>14万8000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記</p> <p>14万6000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 2年 9月30日変更 令和 2年10月 7日登記</p> <p>12万5000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 3年10月21日変更 令和 3年12月13日登記</p> <p>12万3000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。 以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 4年 8月30日変更 令和 4年 9月21日登記</p> <p>11万7000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。 なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により</p>
--	---

目的となる株式の数を調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年10月 6日変更 令和 4年12月 9日登記

11万株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 1月20日変更 令和 5年 5月17日登記

10万3000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 3月10日変更 令和 5年 5月17日登記

8万3000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金45万円とする。な

お、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数に乗じた金額とする。行使価額は1株につき金450円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{募集} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{募集株式数} \end{array}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

令和 2年 8月27日変更 令和 2年 8月31日登記

新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2028年9月30日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに、無償で取得することができる。

また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

平成31年 3月31日発行

平成31年 4月16日登記

第9回新株予約権

新株予約権の数

272,000個271,000個

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 9月21日登記

270,000個

令和 4年 8月 5日変更 令和 4年 9月21日登記

269,000個

令和 4年 8月30日変更 令和 4年 9月21日登記

265,000個

令和 4年10月 6日変更 令和 4年12月 9日登記

257,000個

令和 4年10月11日変更 令和 4年12月 9日登記

255,000個

令和 5年 1月20日変更 令和 5年 5月17日登記

246,000個

令和 5年 2月27日変更 令和 5年 5月17日登記

244,000個

令和 5年 3月10日変更 令和 5年 5月17日登記

242,000個

令和 5年 4月16日変更 令和 5年 5月17日登記

217,000個

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 272,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

普通株式 271,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併

等」という。)を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 9月21日登記

普通株式 270,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年 8月5日変更 令和 4年 9月21日登記

普通株式 269,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年 8月30日変更 令和 4年 9月21日登記

普通株式 265,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年10月 6日変更 令和 4年12月 9日登記

普通株式 257,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

る。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年10月11日変更 令和 4年12月 9日登記

普通株式 255,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 1月20日変更 令和 5年 5月17日登記

普通株式 246,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 2月27日変更 令和 5年 5月17日登記

普通株式 244,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 3月10日変更 令和 5年 5月17日登記

普通株式 242,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 4月16日変更 令和 5年 5月17日登記

普通株式 217,000株

新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月17日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金850円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2030年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに、無償で取得することができる。

また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

令和 2年12月31日発行

令和 3年 1月12日登記

第10回新株予約権

	<p>新株予約権の数</p> <p><u>49,000個</u></p> <p><u>47,000個</u></p> <p>令和 4年 9月 7日変更 令和 4年 9月21日登記</p> <p><u>45,000個</u></p> <p>令和 5年 4月16日変更 令和 5年 5月17日登記</p> <p><u>44,000個</u></p> <p>令和 5年 9月30日変更 令和 5年12月18日登記</p> <p><u>43,000個</u></p> <p>令和 6年 2月22日変更 令和 6年 3月22日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 49,000株</p> <p>新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>普通株式 47,000株</p> <p>新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 4年 9月 7日変更 令和 4年 9月21日登記</p> <p>普通株式 45,000株</p> <p>新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 5年 4月16日変更 令和 5年 5月17日登記</p> <p>普通株式 44,000株</p> <p>新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>
--	---

	<p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 5年 9月30日変更 令和 5年12月18日登記 普通株式 43,000株 新株予約権1個につき、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。</p> <p>以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>令和 6年 2月22日変更 令和 6年 3月22日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株あたりの出資価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金850円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$ <p>上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。</p> <p>また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2024年1月1日から2030年6月30日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。</p>
--	--

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社の新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日 が到来したときに、無償で取得することができる。 また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさ なくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。	令和 3年12月31日発行 ----- 令和 4年 1月24日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成28年 9月 1日設定 平成28年 9月 8日登記	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成28年 9月 1日設定 平成28年 9月 8日登記	
監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社 令和 2年11月30日設定 令和 2年12月14日登記	
登記記録に関する 事項	平成28年5月30日東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目27番1号から本店移転 平成28年 6月14日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 9月 5日

東京法務局新宿出張所
登記官

宮崎久昭

